



外国法人の登記事項証明書と 宣誓供述書万能主義からの脱却

日司連国際室涉外業務推進部会
室委員・米国ワシントン州弁護士 亀崎 絹子

日本で登記をした外国会社ではない外国法人が登記申請人となる場合に当該外国法人の証明情報として何を添付書類として提出するのか？この質問を受けた場合、多くの司法書士が宣誓供述書？と首をかしげながら答えるのではないかと推測する。

宣誓供述書の意味

宣誓供述書とは、平たく言えば、宣誓者本人が宣誓した上で内容に嘘はありませんと供述した書類に過ぎない。

宣誓供述書、Affidavit、Declarationなどの書類は、本国の監督官庁等が発行した登記事項証明書ではないが、外国法人が、登記申請の添付書類（以下「登記添付書類」という。）として登記事項証明書やその他の書類が必要な場合に、外国語書類の翻訳の手間を考慮し、かつ、いわゆる本国官憲の認証の要求を容易に満たすものとして、従前より司法書士実務で使用されている。宣誓供述書は内容に関して証明されていないことが一般的であるので、宣誓供述書を使用する場合は受託した司法書士自身が別途証明力のある書面等で内容について確認をする必要がある。以前は、外国人や外国法人の案件を扱っていたのは一部の司法書士だけだったが、情報が溢れ、多くの司法書士が扱うようになった。それに伴い、宣

誓供述書の性質を理解しないまま、登記添付書類としての要件を満たす宣誓供述書の取得によって、内容の真実性の確認も完了するもの、という短絡的かつ誤った認識で処理している司法書士もいるのではないかと危惧する。例えば、外国会社の日本における営業所設置の登記の場合、本来であれば設立準拠法のある地での登記簿や定款の内容を確認し、日本における代表者の選任の事実を確認する必要がある。それらの確認もなく、依頼者から聞き取った情報のみを基に宣誓供述書を作成し、万能なもののように扱われている状況を見聞きすると、過信されすぎではないかと心配になる。

依頼者が単に勘違いや記載ミスをしている場合もあるだろうし、虚偽の登記を申請する目的で司法書士が利用されているなどの可能性もあり得る。登記所の運用や登記添付書類がどうであれ、内容に関する一次情報を司法書士自ら直接確認することは、職責上の観点からも犯罪収益移転防止法の観点からも司法書士として必要な行為である。

各国別の法人証明情報の現状

宣誓供述書が登記添付書類として利用されるようになった頃からかなりの年月が経過し、外国の情報を得る手段や環境が大きく変化し

た。現代においては世界中の情報に簡単にアクセスできるようになったし、翻訳も数十年前に比べると容易に準備が可能になった。それならば、登記添付書類も進化させてはどうだろうか。以下にいくつかの国や地域の法人の登記事項の証明制度の現状を紹介する。

アメリカ合衆国ワシントン州では、紙媒体の証明書を発行しており、海外にも発送している。証明文言が無い登記情報であればダウンロードによる即日の取得も可能である。

アメリカ合衆国カリフォルニア州では紙媒体の証明書を発行しておらず、デジタル証明情報を有効性確認番号と併せてPDF形式の情報として発行している。証明には有効性確認番号が付されているので、その有効性を同州のウェブサイトを確認することができる。なお、東京地方裁判所民事第9部（保全部）では、このPDF形式の証明情報と有効性を確認したウェブサイトページのプリントアウトをもってカリフォルニア州の法人の証明書として受理している。

シンガポールでは紙媒体の証明書を発行しておらず、デジタル証明情報付PDF形式の情報を発行している。証明には二次元コードが付されているので、カリフォルニア州同様に受領した者が有効性を確認することができる。

英国イングランドでは、紙媒体の証明書を発行しており、請求者が証明事項をウェブサイト上で選択して請求する方法となっている。海外にも発送している。証明書以外にも詳細な情報をインターネット経由で提供しており、無料で閲覧やダウンロードが可能である。

ケイマン諸島では紙媒体の証明書を発行しておらず、PDF形式の情報のみを発行している。これには発行日は記載されているが証明文言は一切ない。しかしながら、情報の中に有効性確認番号の記載があり、ケイマン諸

島政府のウェブサイトでは有効性確認をすると、「これは、ケイマン諸島登記所により〇年〇月〇日に発行された××会社の証明である」旨の記載が表示される。

イギリス領ヴァージン諸島（以下「BVI」という。）では、紙媒体の証明書を発行していて、海外へも発送している。証明書以外にも、日本の登記情報の要領で主要な登記事項をPDF形式で提供している。これには、閲覧日の記載があるが、証明文言はない。他方で、日本の登記情報とは違い、BVI政府の発行機関の機関名や公印代わりの紋章がカラーで入っている。これを証明として扱うか否か、であるが、欧米でのレターヘッドの意味を考えると証明情報と考えてもよいのではないかと考える。

以上のように、紙媒体の証明書を発行せず、デジタル証明情報のみを発行する国も増加している。紙媒体の証明書にこだわってしまうと、結局のところ内容に関する証明力が、自己宣言をしたに過ぎない宣誓供述書相当のものしか無いということになりかねない。宣誓供述書よりも有効性確認ができるデジタル証明情報をプリントアウトしたもののほうが内容に関しての証明力があるのではないだろうか。

なお、各国により登記事項が異なることもあり、また日本での登記申請時に証明する必要がある事項も登記の種類により異なるため、全てを外国政府発行の証明情報のみで満たすことができるわけではないことは付言しておく。証明情報では全ての事項が証明できないとしても、今後、宣誓供述書を登記添付書類とする場合、その補完として少なくとも法人の実在性や基本情報を裏付ける会社登記情報を併せて提出する等の検討が必要かもしれない。

登記所別に要求される外国法人の証明情報

外国法人の証明情報に関し、〇〇法務局では、△△国の会社の場合は、宣誓供述書に加えて証明文言付き××を添付しないと受け付けない、●●法務局では□□国の会社の場合は、宣誓供述書に加えて登記所発行の××を添付しないと受け付けない、などの取扱いがされていると聞く。上記の内容に関する証明力の問題にも関連しての取扱いかと思うが、これらの情報は、先例などによって公表されているものではないので、当該登記所でそのような申請をしたことがある司法書士以外はそのような情報を知る術がない。準備した登記添付書類以外の書類を登記申請後に改めて海外から取り寄せるとなると、それなりの時間が必要となるし、不動産売買の場合、決済完了後に義務者の協力が得られない可能性もある。職責上、司法書士は事件処理に失敗が許されないこともあり、慎重にならざるを得ず、少しでも不明点があれば管轄登記所に事前照会することになる。同様の論点で多くの司法書士が事前照会をするとすると、登記所の職員はその回答をするために多くの時間を取られる。これでは登記所にとっても司法書士にとっても非効率ではないだろうか。可能な限り全ての登記所で統一した運用をしてほしいと切に願う。